

## 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	VTホールディングス株式会社		コード	7593
提出日	2026/5/1	異動(予定)日	2025/6/26	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外取締役の選任議案が付議されるため。			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)				

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の 同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし			
1	柴田和範	社外取締役	○														○		有
2	鹿倉祐一	社外取締役	○														○		有
3	山田尚武	社外取締役	○											△					有
4	藤谷真理	社外取締役	○														○		有
5	黒野葉子	社外取締役	○														○	新任	有
6	土田新一郎	社外取締役	○														○	新任	有

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1		監査等委員である社外取締役・柴田和範氏は、長年にわたり公認会計士として活躍しており、財務及び会計や税務に関して豊富な知識と経験を有しております。その知識と経験に基づく専門的知見から、当社のコーポレート・ガバナンスの維持・強化に資する適切な助言・提言をいただいております。また、社外取締役として公正・中立な立場で、当社の経営に対する確かな助言、監督を行って頂くことを目的として、一般株主の保護等に重点を置いた独立役員に指定しております。
2		監査等委員である社外取締役・鹿倉祐一氏は、弁護士としての豊富な知見や経験から、当社のコンプライアンスやコーポレート・ガバナンスの維持・向上に貢献いただいております。その高い専門性から、当社の経営判断において適法性を確保するために必要な存在であると判断し、社外取締役に選任しております。また、独立役員として求められる独立性の要件を満たし、社外取締役として公正・中立な立場で、当社の経営に対する確かな助言、監督を行って頂くことを目的として、一般株主の保護等に重点を置いた独立役員に指定しております。
3	社外取締役候補者山田尚武氏が代表を務める弁護士法人しょうぶ法律事務所と当社の間には、委任契約がありましたが、2021年10月末で終了しております。なお、当該委任契約の金額は双方において僅少であり、かつ同氏は当社の委任案件には一切関与しておらず、特別の利害を生じさせる重要性がなく独立性に影響を与えるおそれがないことから、その概要の記載を省略しております。	社外取締役・山田尚武氏は、弁護士としての豊富な経験と専門知識並びに高い法令遵守の精神を有しており、当社及びグループ会社のコンプライアンス体制の強化に貢献いただいております。取締役会等において、ステークホルダーの利益に資する適切な助言や発言が期待されることから引き続き社外取締役として選任しております。また、独立役員として求められる独立性の要件を満たし、社外取締役として公正・中立な立場で、当社の経営に対する確かな助言、監督を行って頂くことを目的として、一般株主の保護等に重点を置いた独立役員に指定しております。
4		社外取締役・藤谷真理氏は、公認会計士としての豊富な経験と幅広い知識を有しており、当社及びグループ会社のコーポレートガバナンスの強化に加え、取締役会の監督機能の強化と透明性の確保への貢献が期待できることから、社外取締役候補者としております。また、独立役員として求められる独立性の要件も十分に満たしており、一般株主との利益相反などが生じやすい局面にあっても、会社業務執行者から独立した立場で、一般株主の保護等に重点を置いた適切な助言、監督をしていただくと判断いたしました。
5		新任の社外取締役・黒野葉子氏は、商法(特に会社法)を専門とする法学部大学教授として、豊富な経験と専門的な知識を有しており、当社及びグループ会社の意思決定に対する客観的な視点と企業ガバナンスの強化に寄与することを期待されることから、社外取締役候補者としております。また、独立役員として求められる独立性の要件を満たし、社外取締役として公正・中立な立場で、当社の経営に対する確かな助言、監督を行って頂くことを目的として、一般株主の保護等に重点を置いた独立役員に指定しております。
6		新任の監査等委員である社外取締役・土田新一郎氏は、事業会社の経営に直接関与された経験はありませんが、他の上場会社において監査役を歴任されており、その豊富な経験と客観的な視点から当社の意思決定に対する企業ガバナンスの強化に寄与することを期待されることから、監査等委員である社外取締役候補者としております。また、独立役員として求められる独立性の要件を満たし、社外取締役として公正・中立な立場で、当社の経営に対する確かな助言、監督を行って頂くことを目的として、一般株主の保護等に重点を置いた独立役員に指定しております。

## 4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。